

## 寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画（以下「高齢者保健福祉計画等」と総称する。）の見直しを行うため、寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の見直しに関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、高齢者保健福祉計画等の見直しの実施ごとに、次に掲げる団体等から町長が委嘱する。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 学識経験者            | 1人 |
| (2) 一般社団法人茅ヶ崎医師会     | 1人 |
| (3) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会   | 1人 |
| (4) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会  | 1人 |
| (5) 福祉施設             | 1人 |
| (6) 寒川町自治会長連絡協議会     | 1人 |
| (7) 寒川町シニアクラブ連合会     | 1人 |
| (8) 寒川町婦人会           | 1人 |
| (9) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会 | 1人 |
| (10) 寒川町民生委員児童委員協議会  | 1人 |
| (11) 神奈川県平塚保健福祉事務所   | 1人 |
| (12) 公募の町民           | 1人 |

- 2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期は、高齢者保健福祉計画等の見直しが終了した日に満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第9条 委員長は、会議が終了したときには、速やかに会議の結果を町長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。